

10月

「土地月間」です

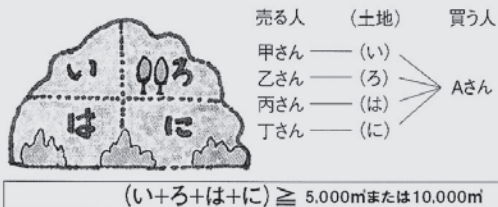
～住むまちの 明日をみつめて 土地活用～

土地は、国民にとって限られた貴重な資源です。将来の子どもたちのためにも、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正かつ有効な利用をすることが大切です。この実現のためには、国や地方自治体の取り組みはもちろんのこと、皆様方のご理解とご協力が不可欠です。

無秩序な土地利用や乱開発を防止し、適正な土地利用を推進していただくため、次のような土地取引を行う場合には、権利取得者が土地の利用目的や取引価格等を土地の所在する市役所・町村役場に届け出を行う必要があります。

◎次の条件を満たす土地取引には、届け出が必要です。

- 1 取引の形態** 売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、現物出資、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡
(※これらの取引の予約を含む)
- 2 取引の規模（一定の面積）** 都市計画区域…… 5,000㎡以上
都市計画区域以外…10,000㎡以上
- 3 一団の土地取引** 個々の面積は小さくても、権利取得者（売買の場合は買主）が権利を取得する合計面積が上記以上となる場合には、届け出が必要です。



4 届出期限

契約を結んだ日から2週間以内（契約締結日を含みます）

※詳しくは、企画振興課企画係へお問い合わせいただくか、企画振興課ホームページをご覧ください。

(<http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/kikaku/>)をご覧ください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当月額が改定されます

平成25年4月分からの物価変動による手当月額の引き下げはありませんが、特例水準の解消により、平成25年10月分より手当月額が0.7%引き下げとなります。今後手当月額の引き下げが行われる見込みですので、手当受給中の方はご注意ください。

【問い合わせ先】

住民生活課児童係

◎児童扶養手当 対象児童1人の場合の月額

	平成25年9月まで	平成25年10月以降
全部支給	41,430円	41,140円
一部支給	41,420円～9,780円	41,130円～9,710円

◎特別児童扶養手当の月額

	平成25年9月まで	平成25年10月以降
1級	50,400円	50,050円
2級	33,570円	33,330円

あかしや保育園を 民営化しました

9月末日で八雲町立あかしや保育園が廃園となり、10月1日をもって、社会福祉法人立栄会による私立保育所として開設されました。民営化による保育料の変更はありません。

【問い合わせ先】

住民生活課児童係

YakumoNews

3人目の

地域おこし協力隊 が着任しました

応援をお願いします。

町が、今年度から採用している地域おこし協力隊に新たに隊員が1名加わりました。

地域おこし協力隊は、様々な地域協力活動を積極的に進めながら、「まちづくり」に貢献し、最終的には町へ定住することを目指しています。

宮島さんは、主に移住・定住と協働のまちづくりの推進に関する業務に従事します。

イベントなど、街中で見かけましたら気軽に声をかけてください。地域おこし協力隊は、Facebookでも積極的に情報発信していますので、ぜひご覧ください。
<https://www.facebook.com/cok-yakumo>



宮島 英明

(33歳・岐阜県出身)

みやしまひであき

以前より、北海道の自然の雄大さに憧れを持っており、移住したいと考えておりました。地域おこし協力隊という機会をいただき、念願がなつて北海道へやって来ました。私自身の体験がそのまま移住モデルにつながると思います。北海道ライフを思い切り楽しみたいと思います。町の発展に少しでも貢献できればと思います。頑張ります！